

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

特定同族会社株式等の評価減の新通達

Q : 平成14年度改正で新設された特定同族会社株式等の10%評価減について、国税庁の通達が公表されたようですが、どのような内容になっていますか。

A : 適用要件、特に対象株式の「規模要件」である10億円未満の判定で、対象株式が2以上ある場合の留意点などを明らかにしています。あわせて、申告書の提出期限後に財産が分割された場合の更正の請求の取扱いなどを整備しています。

【解説】

平成14年度改正で新設された特定事業用資産の評価減は、①発行済株式の時価総額が10億円未満であり、②被相続人とその同一生計親族の持株割合が2分の1以上である非上場株式等のうち、③発行済株式総数の3分の1まで、かつ、④金額が3億円までの部分につき、⑤一定の相続人等が取得した場合に10%の評価減が受けられるという制度です。小規模宅地等の評価減・特定森林施業計画対象山林の評価減との選択適用になっています。

この適用要件で特に注意を要するのが10億円未満の判定で、先ごろ公表された国税庁の通達では、①評価減の対象となる株式だけでなく被相続人とその同族関係者の有する非上場株式等の全てについて発行済株式総数に時価を乗じた金額を合計して判定する、②自己株式・相互持合株式・配当優先株など議決権のない株式は評価減の対象にはならないが10億円未満の判定には含める、といった点に留意するものとしています。

